

第6期 東久留米市介護保険運営協議会（第9回） 会議録

- 1 会 議 名 第6期 東久留米市介護保険運営協議会（第9回）
- 2 日 時 平成29年11月16日（木）午後7時から午後8時00分
- 3 会 場 東久留米市役所4階 庁議室
- 4 出席委員 奥山委員（会長）、岡野委員（副会長）、伊藤委員、本田委員、齋藤委員、
中島委員、篠宮委員、鈴木委員、高崎委員、菅原委員、遠藤委員 以上
11名
- 5 欠席委員 小玉委員 森田委員 柴委員 以上3名
- 6 事 務 局 内野福祉保健部長、傳介護福祉課長、森山主査、松下係長・桑原主任（以
上、保険係）、田中係長（介護サービス係）藤係長（地域ケア係）
- 7 傍 聴 人 4名
- 8 次 第

第6期介護保険運営協議会（第9回）

（1）開 会

（2）配布資料の確認

（3）議 題

議題1 介護保険運営協議会（第8回）会議録案（確認）

議題2 居宅介護支援事業者の指定権限等の移譲について

議題3 第7期（平成30年度～32年度）東久留米市高齢者福祉計画・介護保険
事業計画（骨子案）について

（4）その他

（5）閉会

9 配布資料

【資料1】第6期東久留米市介護保険運営協議会（第8回）会議録（案）

【資料2】居宅介護支援事業者の指定権限等の移譲について

【資料3】第7期（平成30年度～32年度）東久留米市高齢者福祉計画・介護保険

事業計画（骨子案）

10 第6期介護保険運営協議会（第9回）の開催

（1）開会あいさつ（省略）

（2）出欠席者等の確認

- ・出席者 11、欠席者 3名。定足数に達しており会議は成立
- ・傍聴人 4名入室

【事務局】 配付資料の確認（省略）

（3）議 題

議題1 介護保険運営協議会（第8回）会議録案（確認）

【会 長】 本日の議題に入る。議題1について事務局から説明願う。

【事務局】 資料1は、前回第8回の協議会の審議内容を要点加筆したものである。委員各位には事前に配布し、内容の確認をお願いしている。この会議録は、委員の承認を得た上で市のホームページに公開する。

【会 長】 事前に見てこられたと思うが修正点などあったら発言していただきたい。

【委 員】 （特になし）

【会 長】 では、これで公表していただきたい。

議題2 居宅介護支援事業者の指定権限等の移譲について

【会 長】 それでは、議題2に入る。事務局から説明願う。

【事務局】 議題2の居宅介護支援事業者の指定権限等の移譲について、資料2に沿って説明する。

背景から説明する。「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」による、平成26年の介護保険法の改正において、保険者機能の強化の観点から、市区町村による居宅介護支援専門員（ケアマネジャー）の支援の充実を目的に、平成30年4月より、居宅介護支援事業者の指定権限と指導権限が東京都から市区町村に移譲されることになった。これにともない、市区町村では居宅介護支援の運営基準等を定める条例の制定が必要となる。居宅介護支援とは、居宅介護支援事業者が配置するケアマネジャーが、要介護1～5の方に対し居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、介護サービスの提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整などを行う利用者支援である（要支援の方の場合は地域包括支援センターの職員等が行う介護

予防支援という)。10月時点で、市内の居宅介護支援事業所数は30事業所。運営基準等を定める条例については、国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、都の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例に準じ、市が制定する。条例の仮称は、「東久留米市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準条例」で、30年4月1日施行を予定している。

資料の別紙について説明する。表は基準条例案の骨子で、左半面が国の基準省令、右半面が市の条例案で、独自基準を設定した場合の考え方を載せてある上段が参酌すべき基準で、こちらについては市区町村の実情に応じ独自基準の設定が可能、下段については法定で従うべき基準となっている。

条文はほぼ国基準（都の条例は国の基準条例と同様の内容である）となっているが、市の独自基準を一点だけ設定したい。国基準第29条の「記録の整備」、こちらは国基準では「サービス提供に関する記録の整備及びその完結の日から2年間の保存」となっているが、これは介護報酬の請求に係るものであり、事業者が不適正な介護報酬の請求をした場合等の返還請求の時効が5年であることから、市の条例案では記録の保存年限を5年間とした。なお、既に基準条例を市で制定している地域密着型サービスについても、記録の保存年限は5年と規定している。

次に、条例の制定のスケジュール。本日、運営協議会報告後、12月の初めごろに、基準条例の案を委員に配付する予定である。質問や意見があれば、12月末までに介護福祉課に提出いただきたい。並行して、市民向けにパブリックコメント手続きを、12月15日から来年の1月5日にかけて実施する。16日には、第7期計画の事業者説明会とあわせて居宅介護支援事業所の権限移譲について説明し、18日に市ケアマネ連絡会でも説明をする予定。次回、第10回介護保険運営協議会において、委員や市民からの意見を報告、第1回市議会定例会で条例案を上程する予定である。

【会 長】 この件について質問はあるか。

【委 員】 要支援のケアマネジャーは地域包括支援センターとのことだが、要介護の居宅支援事業所の方がケアマネジャーをすることはできないのか。

【事務局】 要支援の方のケアプランは地域包括支援センターで作成するが、包括が委託するという形で、事業所のケアマネジャーが作成することもある。

議題3 第7期（平成30年度～32年度東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（骨子案）について

【会 長】 議題3について、事務局から説明願う。

【事務局】 資料3の骨子案に沿って説明する。今回ご提示する骨子案は、第6期期間中の諸施策の振り返りを中心にした構成である。

まず、第1章「計画の概要」は、第7期の事業計画の概要説明であり、計画の法的位置づけを踏まえた記載とした。前回の運営協議会で説明した介護保険制度改正の概要についても記載する。計画の位置づけ図については、第7期計画から東京都の医療計画等の諸計画との整合性という観点が追加されたことを踏まえ、第6期の概略図から変更したものを掲載する。また、計画の期間についても、第6期の計画期間の概略図を、より見やすいものに変更する予定である。

次に第2章「計画の振り返り」である。まず、東久留米市の高齢者の現状であるが、平成29年において、前期高齢者と後期高齢者の人数が逆転していることに注目いただきたい。また、平成30年以降の高齢者人口の推計値も掲載しているが、これは平成27年の国勢調査に基づき厚生労働省が作成した推計値をもとにしている。次に、高齢者世帯の状況、要介護認定者の状況を掲載している。次に、平成28年度までの介護保険給付費の推移を掲載した。平成28年度において在宅サービスが減少し地域密着型サービスが上昇しているが、これは28年に定員18人以下の通所介護が地域密着型サービスに移行したことによる影響である。

次に、平成27年度に実施した東久留米市介護予防事業対象者把握事業及び28年度に実施した高齢者アンケート調査の2つのアンケート調査の中から、高齢者の状況を特徴的に示していると思われるデータをピックアップして掲載している。こちらの細かい内容については割愛するが、今後アンケートから読み取れる傾向等を精査し、記載を充実させるとともに、第3章の内容にも取り入れていく予定である。

続いて、日常生活圏域及び地域包括支援センターの状況について記載している。まず日常生活圏域ごとの特徴などを記載し、地域包括支援センターの現状についても記載している。こうした現状を踏まえて、第7期中において、日常生活圏域や地域包括支援センターのあり方についての検討を進めたいと考えている。

次に、第6期計画の振り返りについて。まず、「(1) 介護予防・健康づくりの推進」について。ここでは、平成27年度から28年度に実施した一次予防事業と二次予防事業に

触れている。また平成２９年度から介護予防・日常生活支援総合事業が開始となったため、その中の「介護予防・生活支援サービス」、「一般介護予防事業」の概要について記載した。

次に、「（２）地域包括ケアの充実」について。平成２８年１０月に、執務スペースの狭小の解消と住民の利便性向上のため、東部と中部に地域包括支援センター本部を開設したこと、平成２８年４月に、生活支援体制整備事業の一翼を担う生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに１人ずつ配置したこと、第６期中において、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターの働きかけにより、体操等の自主グループが生まれたことを記載している。次に、２８年度より医師会から引き継いで実施している東久留米市在宅医療・介護連携推進協議会で検討された「東久留米市在宅療養ガイドブック」について触れている。また、在宅療育相談窓口については、２９年度から市民からの直接の相談も受けていること、シンポジウムの開催についても触れている。

「（３）介護保険施設整備等の充実」について。施設サービス（介護保険施設）の充実は、第６期中において、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホームの整備状況を記載している。住まい・高齢者の住居の充実は、高齢者向け公営住宅として、シルバーピアの整備状況を記載している。高齢者向け民間賃貸住宅として、高齢者向け優良賃貸住宅とサービス付き高齢者向け住宅の整備状況について記載している。次に、在宅サービスの充実では、居宅介護支援（ケアマネジャー事業所）、訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護の整備状況について記載している。また、地域密着型サービスの充実では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の整備状況について記載している。

次に、「（４）介護サービスを補足する福祉サービス～生活支援サービス～」について。こちらは、配食サービス等の介護保険のサービス外の福祉サービスについて触れている。第６期中も引き続き、これらの生活支援サービスを継続して実施してきた。

「（５）認知症高齢者の支援の推進」では、平成２７年度末より認知症ケアパスを作成し、市民及び関係機関に配布、また市ホームページにも掲載していることを記載した。また、医療・介護等の連携強化による地域における支援体制の構築、認知症ケアの向上を図ることを目的とした認知症地域支援推進員を、市及び各地域包括支援センターに配置した。地域拠点型認知症疾患医療センターである山田病院の協力により、認知症のアウトリーチチームを活用をした事業を行っている。認知症初期集中支援チームについては、現在立ち

上げの準備中で、年明けには活動を始める予定になっている。認知症カフェについては、運営協議会でも説明している、現在5団体に補助金を実施している。次に、認知症サポーター養成講座を開催したこと、今年度は認知症サポーター養成講座の修了者を対象に、認知症サポーターステップアップ講座を新規に開催したことを記載している。また、認知症高齢者みまもりに関する協定を、生協やスーパー、製薬会社等と締結したこと、29年6月1日付で市内の前田病院が地域連携型認知症疾患医療センターに指定されたことを記載した。

続いて、「(6) 要介護者の家族への支援」。ここでは、要介護者の家族への支援として認知症介護者家族会を実施したこと、脳の健康教室を各日常生活圏域で実施したことを記載している。また、家族介護者の負担軽減に資する介護サービスとして、平成28年8月に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業者が公募により整備されたことを記載している。

次に、「(7) 高齢者の権利擁護の推進」について。高齢者の権利擁護では毎年4回、関係者向けの虐待対応事例検討会を実施したことを記載している。また、今年度は都及び都福祉保健財団と協定を結んで進めている東京都高齢者権利擁護推進事業として、高齢者権利擁護支援センターの協力のもと、市の高齢者虐待対応マニュアル、相談記録等帳票類の改訂作業を行っている。経験年数にかかわらず、どの職員でも見れば理解できるマニュアルと帳票作成を目指している。ケアマネジャー向け、市民向け等、1年ごとに対象を変え、虐待の対応の研修も開催している。また、判断能力が不十分な高齢者を成年後見制度利用につなぐため、成年後見制度利用支援事業を実施したことを記載している。

続いて、「(8) その他の主な取り組み」について。サービスの質の向上を目的として、介護保険事業者との連絡会を随時で開催、制度改正等に伴う情報提供、意見交換を実施している。また、地域密着型サービス事業所の運営推進会議へも参加している。東久留米市介護サービス事業者協議会と連携し、毎年11月11日に介護の日のイベントを共催している。市内6カ所の特別養護老人ホームと介護老人保健施設の施設長、事務長が構成する東久留米市老人福祉施設連絡会にも参加している。次に、第三者評価の受審促進。こちらは、地域密着型サービスのグループホームと小規模多機能型居宅介護の事業所について、受審を促進している。実地検査。こちらは、地域密着型サービスの指定・指導の市への移行、30年度からは居宅介護支援事業所も移行されることから、平成27年度の2件に対し、29年度は上半期で12件と、実施件数が増えている。次に、苦情・事故報告。これ

は、事業所の質の向上等を求める中で、運営推進会議や実地検査と連動し、再発防止やサービスの質の向上に取り組んでいる。介護人材の育成・確保。これは、東京都で実施している各種研修会などの周知を、市のホームページ等で行っている。認知症対応型の地域密着型事業所等に向けた都の研修の案内や受講の支援を、各事業所に行っている。続いて、認定審査会委員、認定調査員、介護支援専門員向けに、認定及び給付の適正化の考えなどから、市独自で研修を実施している。また、介護支援専門員について、来年4月からの事業所の移行に向け、きめの細かい研修を実施している。

次に、第3章は「第7期の基本目標と取組」を記載する予定である。本計画では、第6期計画からの継続性や振り返り内容を踏まえ、基本目標として、「基本目標1 介護予防・健康づくりの推進」「基本目標2 介護サービス等の推進」「基本目標3 高齢者の在宅生活支援の充実」の3つを設定している。基本目標を踏まえ、第7期の取り組みについて記載する予定であるが、現時点で厚生労働省から、第7期の計画の指針がまだ示されていないことから、骨子案においては現時点で本市が考えている取り組み案の構成を示す。それぞれの基本目標に沿って計画の取り組みを記載している。

第4章は、「サービス量の推計・介護保険料」についての記載となっている。まず、第7期中における介護サービス量の推計方法及び介護保険料の算出方法を示したフロー図となっている。次に、主なサービスの見込み量の記載。こちらは厚生労働省から提供されている地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を活用して、第7期計画期間中のサービス利用者数の見込みを推計している。訪問介護、通所介護が29年度、30年度で減少しているが、これは29年度末に介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が予防給付から地域支援事業に完全移行することによる影響である。次に、この推計値等から第7期の計画期間中の介護給付の総額を推計したものを記載している。この推計値は現時点でのものであり、今後も検討、精査を重ね、介護報酬の改定などの影響も勘案した上で、最終的な推計値を算出していくことになる。

次は、第1号被保険者の介護保険料の基準額の算定方法の説明である。第6期からの変更点としては、第6期において22%であった第1号被保険者の保険料負担率が、第7期では23%となる。続いて、保険料についての説明。第6期計画においては、保険料の所得段階を12段階と設定している。また、所得指標の見直しについては、合計所得金額から長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることとするなどの制度改正があったため、その内容について記載している。介護給付費準備基金については、各計画

期間における保険料額のバランスを保つという基金の趣旨に鑑み、第7期における取り崩し額を検討していく。次の、低所得者保険料軽減事業については、第6期の当初から始まった事業であり、第6期中の実績値を掲載している。また、保険料歳入確保に向けた取組については、保険料の債権管理という観点から記載している。次に、第7期計画の第1号被保険者の介護保険料の見込み。現時点では金額は未定であるが、高齢者数の自然増、特にサービスを利用する割合が高い後期高齢者の伸びもあり、保険料は上昇する見込みである。

次に、計画に関する今後のスケジュールについて。本日、11月16日に第9回介護保険運営協議会において、骨子案を報告。12月8日・9日の2日間で、市内3圏域において、計画の素案策定に向けた市民説明会を開催。12月初旬に素案を完成させ、運営協議会の委員の方々に送付する。素案に対して質問・意見等がある場合は、12月末までに事務局に提出願う。その後、12月15日から1月5日までで、素案に関するパブリックコメントを実施。市ホームページに素案の内容を掲載し、市民から広くご意見を募集する。また、1月16日には事業者説明会も実施する。委員の意見・市民からの意見を集約し、第10回介護保険運営協議会にて、第7期計画案と共に報告をさせていただき、平成30年第1回市議会定例会にて、行政報告を予定している。

【会 長】 今の説明に質問、意見等はあるか。

【委 員】 第6期の振り返りについて。実施した事業が挙げられているが、未達成・未実施の項目についての記載がない。未達成・未実施の事業はなかったのか。あるならば、それを記載すべきではないか。

【事務局】 ご意見、承った。今回の骨子案を改めて精査し、12月にお送りする素案の中では未達成・未実施といった課題の記載として反映できるように努力する。

【委 員】 第三者評価の推進について。グループホームと小規模多機能型居宅介護の事業所の受審を推進しているが、これは受審されているのか。

【事務局】 基本的には毎年、定期的に受審。ただし、1年に1回の受審を2年に1回に緩和する制度がある。グループホームについては、どの事業所もある程度継続的に事業をしており、その間にも受審を毎年行ってきた経過があることから、6事業所のうちの5事業所は、緩和摘要の要件を備えていて、今年度と再来年度の受審はしないという適用が予定されている。

【会 長】 他にはないか。

【委員】 先日の介護の日のイベントに、訪問看護部会の一員という形で薬剤師として参加したが、薬剤師が介護のほうに働きかけ、アピールしていきたいと思い、来年はぜひ薬剤師のブースを設けたいと考えている。介護サービス事業者協議会の専門部会に薬剤師部会のようなものをつくることは可能か。あるいは、専門部会がなくても、ブースを設置することができるのか。

【事務局】 介護サービス事業者協議会は市の組織ではないため、判断つかない。協議会に規約がございまして、その規約の中で、こちらに専門部会というものを掲出しているので、協議会の中の役員の方で規約改正が必要になるかもしれない。

【委員】 （別の委員より）介護サービス事業者協議会には私もかかわってはいるが、協議会のメンバーとして参加されることは可能と思われる。私は会長ではないので確定的なことは言えないが、部会以外にも、介護用品レンタルの業者なども協議会に参加しているので、薬剤師として参加は可能であるし、ブースを立ち上げたいというお話があれば、部会を作らなくても大丈夫かと思われる。逆に、協力いただけるとありがたい。

【会長】 他にはあるか。

【委員】 成年後見制度利用支援事業について。内容は、親族がいない方のため市長申立てによる審判の請求、経済的に成年後見人に報酬を払えない方のための報酬の助成とのことだが、市長申立てというのは、現状どれくらいの件数があるか。

【事務局】 昨年度については、申し立て件数は10件である。今年度も、少なくとも3件申し立てをしている。対象者の把握については、成年後見制度の推進機関である社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携している。本人の意思確認をした上で、対象者に親族がいないかどうかを市が確認し、もし親族が見つければ親族への意思確認も行う。親族からの同意を得られた場合又は親族が見当たらなかった場合に行っている。

【会長】 他に何かあるか。

【委員】 在宅療養ガイドブックだが、視覚障害の方とお話ししたときに、その人はガイドブックの存在を知らないのだが、CDか点字の翻訳がないと、あっても読むことができないという話があった。そういう方に対する措置はあるのか。

【事務局】 ガイドブックは、パブリッシング、広告主との契約の関係で、ホームページの公開が難しい状況にあるが、個別にお申し出いただければ、電子データとしてお渡しすることはできるかもしれない。ご指摘の点については、次回改訂の際に検討したい。

(5) 閉会

【会 長】 これで第9回介護保険運営協議会を終了する。次回の協議会は平成30年1月25日(木)を予定している。主な議題としては、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画案についてである。どうもありがとうございました。

閉会時刻20時00分